

青森県報

第二千二百三十四号

平成十五年
十月三日
(金曜日)

目 次

告 示

消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施	一
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	二
生活保護法による医療機関の指定	二
生活保護法による指定医療機関の休止の届出	二
結核予防法による医療機関の指定	三
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	三
公 告	
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	四
市街地再開発組合の事業計画変更の認可	四
建設業者の許可の取消し	四
出先機関	四
道路の位置の指定	五

告

示

青森県告示第六百二十六号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条の十に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十七第三項の規定に基づく消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和四十九年消防庁告示第二号）第四の一の規定により公示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 講習区分並びに日時及び場所

1 消火設備講習（第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士）

日	時	場 所
平成十五年十一月十日	午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一のウエルサンピア八戸
平成十五年十一月十九日	午前九時から午後五時まで	青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館

2 警報設備講習（第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士）

日	時	場 所
平成十五年十一月十一日	午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一のウエルサンピア八戸
平成十五年十一月二十日	午前九時から午後五時まで	青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館

3 避難設備・消火器講習（第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士）

日	時	場 所
平成十五年十一月十二日	午前九時から午後五時まで	八戸市東白山台一丁目一のウエルサンピア八戸

平成十五年十一月二十一日
午前九時から午後五時まで
青森市新町二丁目八の二六
青森県火災共済会館

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年以内に講習を受講していない者
 - 2 前回の講習を受けた日から五年以内に講習を受講していない者
 - 3 1及び2以外の者で受講を希望する者
- 三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
八戸市東白山台一丁目一の ウエルサンピア八戸	平成十五年十月十日から 同月二十九日まで
青森市新町二丁目八の二六 青森県火災共済会館	平成十五年十月十七日から 同年十一月五日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

- 青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階
- 社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよつ付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話〇一七 七三二 五一〇〇）へ問い合わせること。

青森県告示第六百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
甲田クリニク 岩木診療所	青森市大字横内字亀井二六一の九 中津軽郡岩木町大字賀田字大浦一一五	平成二五・八・五 一五・八・三

青森県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
猪股歯科医院 グリーン歯科ク リニク むらもとクリニ ツク	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一五一 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐千二二九の 二八 弘前市大字清水一丁目九の八	平成二五・七・七 一五・七・一 一五・九・一
坂本診療所 對馬歯科医院	中津軽郡岩木町大字真土字勝剣林三五八の一 青森市新町一丁目八の二四	" "

青森県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
階上町国民健康 保険診療所	三戸郡階上町大字道仏字天当平一の二二九	平成 五 年 七 月 六 日

青森県告示第六百三十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
天馬調剤薬局 泊診療所 アップル調剤薬 局	むつ市中央一丁目五の五 上北郡六ヶ所村大字泊字川原一五九の一七 青森市古川二丁目八の八	平成 五 年 九 月 一 日 一 五 年 八 月 六 日 一 五 年 九 月 三 日

青森県告示第六百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
小川歯科診療所	上北郡七戸町字七戸二二三	平成 五 年 五 月 一 日

青森県告示第六百三十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年十月二十四日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十五年九月二十四日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで大間町役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年十月三日

大間港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県
- 2 代表者の住所及び氏名
青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

下北郡大間町大字大間字下手道五九番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域

の地点 大間港北防波堤灯台(北緯四一度三二分五三・〇〇秒、東経一四〇度五四分一六・〇〇秒) から五九度五三分五三秒二五六・一九メートル

の地点 の地点
の地点から四度三四分五二秒一・一六メートルの地点

の地点 の地点
の地点から九四度三四分五二秒三〇・〇〇メートルの地点
の地点から一八四度三四分五二秒一・一六メートルの地点

3 面積

三四・八二平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十五年九月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くるみの里

三 代表者の氏名

泉山 彰

四 主たる事務所の所在地

八戸市吹上二丁目一の一の三七

五 定款に記載された目的

この法人は、八戸市内及びその周辺地域に在住する知的障害児者及び身体障害児者に対し、地域生活支援に関する事業を行い、誰もが住みよい社会の構築を目指すとともに、福祉サービスの向上に寄与する事を目的とする。

市街地再開発組合の事業計画変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 組合の名称

青森駅前第一地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三年二月から平成十八年三月まで

三 施行地区

青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五二の一部、一〇一の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三の一部

四 事務所の所在地

青森市新町一丁目二の二

五 設立認可の年月日

平成三年二月一日

六 変更内容

事業施行期間

変更前 平成三年二月から平成十六年三月まで

変更後 平成三年二月から平成十八年三月まで

七 変更認可の年月日

平成十五年九月二十五日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社三枝商店

二 代表者の氏名 三枝 俊昭

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字品川町一〇五

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第一四一号

五 取消年月日 平成十五年九月二十二日
六 取消しに係る建設業の許可

内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となった事実

平成十五年九月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

むつ県土整備事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年十月三日

むつ県土整備事務所長 竹 内 由 昭

むつ市金曲三丁目三五の五	位 置	四三・六五メートル	延 長	六・〇四メートル	幅 員	平成 一五・九・二六	指定年月日
--------------	-----	-----------	-----	----------	-----	---------------	-------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭